

感染症の予防及びまん延防止のための指針

町の訪問かいご屋さん あず鬼

株式会社 Chacotive3 が運営する事業所(以下事業者)においては、高齢者及び障がい者(以下利用者)の健康と安全を守るための支援が求められる福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障がい者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を構築する。

2. 感染症の予防及びまん延防止のための体制

(1)感染対策委員の設置

①設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②感染対策委員会の構成メンバー

管理者、サービス提供責任者、訪問介護員

③感染対策委員会の開催

おおむね 6 ヶ月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④感染対策委員会の役割

- A) 事業所内感染対策の立案
- B) 感染症発生時の対応の検討
- C) 情報収集、整理、全職員への周知
- D) 行動マニュアル(BCP)等の検討
- E) 感染対策に関する職員への研修

3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である『標準予防策』を徹底する。標準予防策とは血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒(手洗い、手指消毒)
- B) 個人防護服(手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)の使用
- C) 呼吸器衛生(咳エチケット)
- D) 環境整備(整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理)

4. 発生時の対応

- (1)事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2)感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3)感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する
- (4)サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取扱いに十分な注意を払う。

5. 感染対策マニュアル等の整備と活用

- (1)感染対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2)マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3)「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」を踏まえ、感染対策に常に務める。

6. 変更・廃止手続

本方針の変更および廃止は、安全対策委員により行う。

7. 当該指針の閲覧に関する基本指針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに事業所のホームページに掲載し、誰もがいつでも自由に閲覧できる環境を整える。

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用する。